



# 佐賀県公報

平成17年  
3月28日  
(月曜日)  
号 外

## 目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

### 教育委員会事項

◎佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則

(規則・三)一

## ○ 教育委員会事項

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

### ◎佐賀県教育委員会規則第三号

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則

佐賀県教育財産管理規則(昭和四十一年佐賀県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(教育機関の長の専決事項)

**第四条** 教育機関の長は、教育財産の目的外使用許可及び使用料の減免の決定のうち、特定用途(佐賀県公有財産規則別表第一の備考の3に規定する特定用途をいう。)のための継続使用に係るものについて専決することができる。

第五条中「別表第二」を「別表」に改める。

別表第一を削り、別表第二を別表とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年三月二十八日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)